

第20回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年12月3日(木) 午後1時30分～午後2時45分

2、開催場所 鹿島市役所 5階大会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 9番 中村 博之 委員 10番 山口 和子 委員

- ②第2 報告第 41号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 90号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 91号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議案第 92号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 93号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 94号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 議案第 95号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について(保留分)
 報告第 42号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下げについて
 報告第 43号 農地等形状変更届出について
 報告第 44号 農地法第4条適用除外の証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	書 記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書 記	峰松 一実
書 記	植松 優太		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から第20回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。次に議事録署名人の指名をします。9番中村委員と10番山口委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの議事進行について4点ほどの注意をしたいところですが、午後4時から農業者年金の研修を入れていますので、それまでに総会を終わりたいと思いますので注意は省略いたします。それでは慣例により会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。(良い)天気がまた続いておりまして、農作業の方もかなり進んでいるのではないかと思います。先日は視察研修を実施いたしました。本当に苦労様でした。お陰様で無事に終わることが出来ました。いよいよ収穫期も平坦部では大豆の刈り取りが進んでおりますし、麦蒔きも始まりました。実は今月再生協議会が開かれることになっています。昨年までは水田の転作面積を抑えてありましたが、(米を)食べない人が増えてきています。大体、日本全体で(消費量が)700万トンを超える需要があったのですが、これが最近では700万トンを切っています。作況も県内は100パーセント行かずに悪かったわけです。北鹿島カントリーで言いますとサガビヨリや夢シズクが6～7俵で1～2俵少ないという状況がありました。今回再生協では鹿島市全体で831ヘクタール(田んぼが)ありますが、今年の水稲の作付けが806ヘクタールです。今年転作率が37.1パーセントでしたが、次期は38.6パーセントに増えるということで、転作面積490ヘクタールから次は500ヘクタールを超えての転作となっているようです。市全体で17ヘクタール程増えることになりそうです。このことは県の再生協議会で可決されていますので、鹿島市だけ反対することは出来ないと思っています。このことについては、またご協力いただくことになることをまずもってお伝えしておきたいと思っています。それからミカンですが、早生の販売も終わろうとしています。単価が300円でスタートしたということをお話しましたが、今の状況は平均単価が200円だということをお話しています。去年の単価が170～180円だったので、若干高くなっています。選果場を作るときの話ですが、その時にはミカンを1万2千トン集めなければいけなかったのですが、今は6,500トンまで落ち込んでいます。本当に少なくなりました。ミカンの栽培が始まった頃は、全国で300万トン。佐賀県で30万トン。鹿島3万トンと言っていました。このような状況では運営も厳しくなっています。いずれにしてもまずまずで推移している状況でございます。</p> <p>次に第1種農地の転用の件についてです。総会前の現地調査は交替をお願いをしていますが、土地改良区が無くなった古枝・能古見地区では農地転用のことが、直接我々農業委員の肩にかかっている状況となっています。まずは地元で協議をしてもらった方がスムーズに行くのではないかと話をしています。近々、地元の区長会なのか生産組合長会なのか分かりませんが、お諮りをしていきたいと思っています。最後になりますが、これまでお繋ぎをしておりました〇〇地区の〇〇農園を含めた荒廃園対策の件です。放牧事業の話をこれまでしてきましたが、この前11月25日に〇〇区の常会に行きまして話をしました。かなり意見が色々出たところではありますが、とりあえず了承をしてもらったのではないかと考えています。ただ、予定区域の周囲には畜産農家がいらっしゃいますから、この方々には別で話をしなければいけないと思っていましたら、案の定その中のお一人から我々に挨拶も無しにというクレームがあつていて、この解決をしなければなりません。ただ、周辺固めがやっと出来ましたので、いよいよ取り掛かって用地交渉をしていきたいと思っています。今月17日に業者が来られますので、農林水産課を含めて最終的な確認をしたいと思います。是非進出協定も市と結ぶようにやっていきたいと考えています。いつも言っていることですが、荒廃園対策は業者側の味方ではなく、農地の所有者側に立って進めていきたいと考えています。このことは誰かがやらないといけないと思っています。農業委員の皆さんの協力もいただきながら、やっていきたいと思っています。年内にある程度目途を立てておきたいと思っています。この場を借りて報告をしておきます。</p>

	<p>今日も案件が多く、その後に年金の研修も予定しています。ちょっと長くなりましたが、今日はよろしく願いいたします。本日の議題は議案6件と報告4件であります。それでは早速、審議に入らせていただきます。報告第41号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第41号について説明をいたします。記載のとおり12件となっています。合計24筆。面積が39,267平米となっています。内訳は田が23筆の38,061平米です。畑は1筆で、1,206平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが4件。借人からの申し出のためが2件。あっせん申請のためが1件。農地法第4条申請のためが1件。中間管理で再設定のためが2件。貸人からの申し出のためが2件となっております。</p> <p>なお、借人変更となっている4件は新しい借人の方が決まっております、第94号議案に上がっています。借人からの申し出のためとなっている2件の3番・7番と貸人からの申し出となっている11番と12番は新しい借人がまだ決まっておりません。あっせんのためとなっている4番は事務手続き（あっせん委員の選任を今日行います。）を進めています。農地法第4条申請のためとなっている5番は第92号の議案に上がっています。中間管理で再設定の2件、8番・9番は第94号議案に上がっています。以上で報告第41号の説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第41号について説明をさせました。皆さん方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。（はいという声あり。）</p> <p>はい、ありがとうございます。これで報告第41号を終わって、議案第90号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」に進みます。1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の5頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。これについては本日お渡ししている資料も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇番地でございます。網掛けの右側となります。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は189平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん43歳、自営業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、無職の方です。転用の目的は資材倉庫となっています。施設の概要は資材倉庫1棟61.60平米、進入路ほか127.40平米となっています。農地区分は用途区域が設定されていますので3種農地です。周囲の状況ですが、東と北は畑、西と南は宅地となっています。なお、西側の農地は数カ月前に転用の申請があつております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。転用目的は資材置場ですので生活排水は出ないと思いますが、公共下水道区域となっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>1番について説明をさせました。この件につきましては、隣接西側で数カ月前に転用申請があつておまして、本日別資料で配置図をお配りしていますので、そちらもご覧ください。ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は〇〇区になります。〇〇学校の東側に〇〇酒造がありますが、そこから数十メートル入り込んだ所になります。譲受人の〇〇さんは今年7月の総会に自宅を建て替える農地転用申請をされています。それが今日渡された図面の左部分になります。また、資材置場としての用地を探されていて、隣接東側の農地所有者との間で話がまとまり、今回の申請となっています。図面の右側です。これに伴いまして資材置場への通路を確保するために7月の総会にかけられた5条申請の計画変更の申請もされ、今日の議案にもなっています。議案第90号での審議は資材置場になりますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さん方から何かございませんでしょうか。よろしいですか。</p>

	<p>よろしいですか。 (はいという声あり。) じゃあ、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>はい。ありがとうございました。賛成全員ということで取り扱います。 2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2について説明いたします。説明資料は同じく5頁、位置図は2頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地になっています。登記面積は1,103平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、飲食業の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん87歳、無職の方です。転用目的は作業用道路です。その概要は作業用道路502平米、法面ほか601平米となっています。この地区一帯には太陽光発電装置が設置されたために、大雨による災害が起きた場合に重機等が進入するための道路を確保する目的で設置されます。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は水路を挟んで道路、西と南と北は畑になっていまして、南と北は太陽光発電装置に転用申請がされています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは今まで申請が続いてきた〇〇開拓の太陽光発電装置で残っていた所になります。これが最後の申請になるのではないかと思います。〇〇区から登ってきた市道が〇〇区や〇〇区まで繋がっているのですが、太陽光発電が設置されている区間は道が狭くて車の離合が出来ません。このようなこともあったかと思えます。それでここに作業用道路を作られます。実際は法面が結構広がっています。周囲に及ぼす影響はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>今日お渡しした資料の中に、この件に関する配置図があります。先程の説明の中で言うことを忘れていました。すみません。</p>
議 長	<p>この地区はずっと並んで太陽光発電の開発がされてきた場所ですが、皆さん方から何かございますか。 よろしいですか。よろしいですね。じゃあ賛成される方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>はい。全員賛成ということで取り扱いをさせていただきます。 次、3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3について説明いたします。位置図は3頁をお開きください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は527平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、製材業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、無職の方です。転用の目的は植林です。スギを125本植える計画となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畑(荒廃地)、西と南と北は山林となっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。番号3の説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい。ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは備考欄にも記載されていますが、周囲は山林になっていまして、申請地も雑木林のようになっていまして手を付けることが難しい状態です。畑に戻すよりも植林の方がやり易いということで申請されたと思っています。場所は譲受人の方が営まれている製材所の向かい側の山です。市道を挟んでいます。報告は以上です。</p>
議 長	<p>皆さん方から質問・意見はございますか。 よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)</p>

	それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。賛成全員により取り扱います。 続いて4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。位置図は4頁をご覧ください。土地の所在は大 字〇〇字〇〇〇〇番地〇と〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は枝番〇が 田で、枝番〇が畑となっています。〇〇番地〇(原野)の一部 253.29 平米と〇〇番 地〇(宅地)の一部 224.14 平米が同時利用されます。譲受人は〇〇区の有限会社〇 〇不動産です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん 76 歳、無職の方です。転用の目的は 6 区画の宅地分譲です。その概要は6 区画の分譲地が 1,341.80 平米と進入路が 595.84 平米、緑地帯が 308.90 平米、法面が 192.35 平米となっています。農地区分 は3 種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と畑、西は宅地、南は畑、北は田と宅 地になっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなってい ます。この地区は公共下水道区域となっております。公有水面占用許可申請が都市建 設課になされています。この案件に関する図面が今日お渡しした資料に記載されてい ますので併せてご覧ください。番号4の説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは分譲地の計画ですが、進入路がありません。宅地となっている〇〇番地〇を利用 されて進入路と2 区画の宅地を作られます。周囲の農地は南側に畑と北に田がありま すが、営農への支障はないと思っています。雨水排水は進入路に沿ってU字溝を整備 され、既設の水路に流すようになっています。以上です。
議 長	今日は担当の最適化推進委員の方もお見えです。何か補足説明はありませんか。
担当 推進委員	いいえ、ありません。只今の説明のとおりです。
議 長	よろしいですか。では、皆さん方から意見を賜りたいと思いますが、何方か何かございま すか。 私からお尋ねしますが、申請地の南側に少し畑が残るようですが、ここも一緒に転用され れば良かったように思いますが、どうでしょうか。
担当委員	ここは譲受人である不動産屋の畑です。
議 長	分かりました。他にありませんか。 無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。賛成全員により許可相当として処理致します。 次に進みます。5番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の6 頁をご覧ください。番号5について説明します。位置図は 5 頁をお開きください。この案件は先月の総会で審議していただきましたが、現地 には草が繁茂しており確認できないことから保留されておりました。今回草払いがされ ましたので、改めて申請されています。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇と同じく〇 〇番地〇でございます。登記地目・現況地目2 筆共に田となっています。譲受人は東 京都の株式会社〇〇〇〇という再生エネルギー事業の会社です。譲渡人は〇〇区の〇 〇〇〇さん 72 歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太 陽光発電パネル 360 枚、598.20 平米と進入路ほか1,850.80 平米になっています。 農地区分は2 種農地で、周囲の状況ですが、東は雑種地(既設の太陽光発電装置有 り)、西は田と宅地、南は道路、北は道を挟んで田になっています。関係機関との協 議ありで条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	この案件は先月の総会に議案としてあったのですが、保留となっていました。先月21日に

	現地確認に行きまして、現地は草払いがされていることを確認しました。ご審議をよろしくお願ひします。
議 長	質問・意見はございませんか。 よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。賛成全員により許可相当として処理致します。 次に行きます。議案第91号「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の7頁をお願いします。番号1について説明いたします。位置図は戻って1頁をご覧ください。網掛けの左側になります。この案件は7月の総会で審議をお願いし、県の許可が下りていました。その後本日の議案第90号の1番で審議をお願いした資材倉庫の計画出てきたために、資材倉庫への車両での進入路を確保するために、居宅及び駐車スペースを西側へ移動させるものです。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は255平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん43歳、自営業の方です。周囲の状況ですが東は畑。遊休農地でしたが、今回転用申請がされました。西と南と北は宅地となっています。公共下水道の区域となっています。今日お渡しした資料も併せてご覧ください。説明は以上です。
議 長	質問・意見はございませんか。 7月の総会で審議をしまして、建物の位置が西側に移動させての計画変更です。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員によりまして処理致します。 議案第92号に移ります。「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題と致します。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は8頁をご覧ください。位置図は6頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は1,206平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん89歳、無職の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林です。スギを120本植えられる計画になっています。周囲の状況ですが、東と西と南は山林で、北は畑となっています。北の畑の作付けはないが、管理はされておりました。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっています。説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここも場所は〇〇区になります。先程、太陽光発電団地用の作業用道路の申請がありましたが、その場所から数百メートル〇〇区寄りです。市道から少し里道を入った所になります。三方を山林で囲まれていて日照が悪い場所となっています。農地の形は良いのですが、日が当たらないということで植林するということですので、よろしくお願ひします。
議 長	質問・意見はございませんか。 よろしいですか。 (はいという声あり。) それでは賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。賛成全員によりまして処理いたします。

	2番の説明をお願いします。
事務局	2番の説明をいたします。位置図は7頁ご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は611平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん40歳、農業の方です。農地区分は1種農地ですが、先月の総会で農用地利用計画の変更についての報告がされていきました。転用の目的は農業用施設です。概要は農業用倉庫1棟192平米、6台分の駐車場140平米、進入路ほかが279平米となっています。周囲の状況ですが、東は道路（県道）、西と北は田、南は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件無しとなっていますが、始末書が提出してあります。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	私は平成28年4月から農業委員をしていますが、その少し前に農地法第3条でここを購入されています。それから間もなく農業用倉庫になっていまして、倉庫も1日で建ったようにあっという間のことでした。手続きがされていなかったの、再三注意をして今回の申請となっています。申請人は認定農業者で〇〇の栽培をされています。周囲の農地は自身の農地ですので、迷惑をかけるということはありません。ご審議をお願い致します。
議長	先日の意見交換会にお見えでしたので、私からも注意しておきました。認定農業者であり、〇〇の栽培を頑張られていますので、農業振興のためという点から目を瞑りたいという気持ちです。 皆さんから何か意見はありませんか。 よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。賛成全員により処理いたします。 では議案第93号に移ります。「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の8頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては8頁と9頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と〇〇番地〇及び大字〇〇字〇〇〇〇番地他2筆でございます。登記地目・現況地目は字〇〇の2筆は田ですが、字〇〇の3筆は畑となっています。登記面積は字〇〇の方は372平米と451平米で、字〇〇の方は327平米、410平米、90平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん50歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。1番の説明は以上です。
議長	担当の〇〇さんから何か補足はありますか。
担当委員	譲受人の息子さんが今年の新規就農者です。勤めを辞めて就農されました。このような理由があつての規模拡大です。現地での立会いも息子さんも一緒にして、激励もしてきました。田んぼには玉ネギ、畑は季節の野菜を作ることでした。以上です。
議長	ありがとうございました。皆さんから質問等はありませんか。 よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。 次2番の説明をお願いします。

事務局	番号2について説明します。総会議案説明資料の9頁と位置図の10頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は1,009平米と4,904平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん74歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は同一世帯内での部分贈与のためとなっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、これもまた〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があげられているところでございます。説明は以上です。
議長	担当委員から補足はありますか。
担当委員	譲受人と譲渡人の関係は実の親子です。嫁がれて姓が変わられています。二人とは現地でお会いしました。ここは6反程度あり、元々ミカン園だったようです。譲受人の娘さんがご主人と色々な果樹を植えて管理されていました。ご夫婦サラリーマンのようですが、楽しみながら農業をされているようでした。ここは景観も良い所です。以上です。
議長	現在もされているんですね。
担当委員	色々な物を育てられていました。ミカンや柿や梅などがありました。老後が楽しみですね話をして来ました。
議長	何か質問や意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。賛成全員により許可することに致します。 じゃあ、次に移っていきます。議案第94号と第95号の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第94号と第95号纏めて説明いたします。総会議案・説明資料は10頁から19頁までとなります。議案第94号につきましては1議案で48件でございます。16頁から19頁に記載されている35番から50番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が1番から33番までの33件です。このうち、10頁と11頁の1番から8番は期間借地となっていて、玉ネギの作付となっています。利用権設定の33件のうち、17番は先月の総会で承認されませんでしたので、今回借人を変更して申請されています。33件の利用権設定のうち、新規が16件。再設定(更新)が17件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は1軒で、賃貸借権の設定は32件です。賃貸借権32件のうち、現金扱いが13件で、物納扱いが19件です。契約期間については、10年が6件、5年が21件、3年が5件、1年が1件となっています。使用貸借権が設定されている22番は更新の案件です。34番はあっせんで、今総会後に所有権移転が公社に移ることになります。 農地中間管理機構との貸借は先月の保留を含めて16件で、契約期間は9年10ヶ月が1件、5年が9件、3年が6件です。設定する権利は賃貸借権の設定が10件、使用貸借権の設定が6件となっています。このうち5件は更新です。残りの1件は貸し手の方がこれまでは作られていたのですが、自宅から遠いために近くで耕作されている方に頼むとのこと。議案第94号と第95号の説明は以上です。
議長	議案第94号と第95号を纏めて説明させました。皆さんから質問や意見はありませんか。採決してもよろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
	(7番委員退出)
議長	それでは採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長	はい、ありがとうございました。賛成全員です。原案の通り決定することに致します。
	(7番委員入室)
議長	次に移っていきたいと思います。報告第42号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下げについて」1番から3番纏めて事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の20頁をご覧ください。位置図は11頁を併せてご覧ください。報告第42号について説明いたします。1番から3番の案件は先月の総会で審議しましたが、その時は譲受理由が佐賀菓式35の試験地として利用するとなっていました。譲受人の住まいから遠いことや住まいの周囲にいくらでも試験する土地はあるのではないかとということで保留となっていました。申請人にこのことを伝え、了承されましたので取り下げられました。その際の申請内容については記載のとおりとなっていますので割愛させていただきます。報告第42号の説明は以上です。
議長	ここは各委員さんからのご意見をいただいて確認したところ、やはり申請人からは明確な返答を得ることが出来ませんでしたので、取下げをするという形を取りたいと思います。 よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) これで報告第42号を終わります。 次に進みます。報告第43号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の21頁をご覧ください。1番から3番までまとめて説明いたします。位置図につきましては11頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と〇〇番地と〇〇番地〇でございます。地目は3筆共に畑となっています。面積はそれぞれ86平米、10平米、44平米です。申請人は〇〇県〇〇町の〇〇〇〇さんと〇〇区の〇〇〇〇さんと同じく〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は1種農地で、周囲の状況ですが、東は畑ですが、農地転用の申請がされています。西は水路、南は畑と水路、北は道路と畑になっています。農振農用地です。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。これについても本日配布している資料がありますので、併せてご覧ください。説明は以上です。
議長	これは報告42号と関係しており取り下げているのですが、将来的には見え見えではありません。家の造成と併せてという思惑も感じています。農振農用地の1種農地で取り残されていて、狭い上に水路で農地と分断されています。現地を確認して仕方がないのかなと思いました。 皆さんからご意見を賜りたいと思いますが、何かございませんか。
事務局	ここは青地なので住宅の計画があつたとしても簡単にはいかないところです。また、1筆の所有者は〇〇県〇〇郡の方ですので管理はどうされるのか尋ねたところ、周囲に家を建てられる方に頼まれるとのことでした。
議長	恐らく後の2筆の管理もそうなるのでしょうか。期間とか、観賞用ではない作物を作ること等の条件を付けてということでどうでしょうか。問題がありはしますが土地的にはどうにもならない所ですので、よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することといたします。 本日最後の案件です。報告第44号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」を議題とします。1番について説明をお願いします。
事務局	報告第44号について説明いたします。総会議案資料の22頁をご覧ください。位置図は12頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇の一部でございます。この案件は先月の総会で農用地利用計画の変更について報告されていまし

	た。地目は畑で、面積は412平米のうち81平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん68歳、〇〇区の方です。目的及び施設の概要ですが、農業用倉庫81平米を建てる計画となっています。周囲の状況ですが、東は宅地、西は市道を挟んで畑、南は道を挟んで畑と宅地、北は畑と宅地となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	1番について説明をさせました。皆さんから何か質問・意見はございませんか。ありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することに致します。 次2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は13頁をお開きください。土地の所在は大宇〇〇字〇〇〇〇番地〇の一部でございます。地目は田で、面積は253平米のうち63平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん85歳、〇〇区の方です。目的及び施設の概要ですが、農業用倉庫63平米を建てる計画となっています。周囲の状況ですが、東は道を挟んで畑、西は宅地と畑、南は市道、北は道路を挟んで畑となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは自宅前の農地の一角になります。東は道を挟んで畑、西と北には畑がありますが、周囲の畑は申請人が所有されていて問題ありません。よろしくをお願いします。 田と記載はされていますが、見た目は畑でした。
議 長	只今担当委員からも説明があった通り仕方がないと思っています。よろしいでしょうか。(はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により許可することに致します。 以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。
	(午後2時45分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	令和2年12月 3日		
	鹿島市農業委員会	会 長	㊟
		9番委員	㊟
		10番委員	㊟
		事務局長	㊟